

広島市告示第549号  
令和7年12月12日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年12月12日から同月26日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区间	供用開始の期日
市道	東1区 518号線	東区馬木七丁目667番地18地先	令和7年12月12日
		東区馬木七丁目2344番地65地先	
市道	東1区 562号線	東区馬木七丁目586番地22地先	令和7年12月12日
		東区馬木七丁目2345番地14地先	
市道	東1区 563号線	東区馬木七丁目2344番地42地先	令和7年12月12日
		東区馬木七丁目2065番地114地先	
市道	安佐北3区 1025号線	安佐北区龜山七丁目481番地14地先	令和7年12月12日
		安佐北区龜山七丁目478番地10地先	
市道	安芸1区 692号線	安芸区中野二丁目386番地15地先	令和7年12月12日
		安芸区中野二丁目386番地11地先	
市道	安芸1区 693号線	安芸区中野東六丁目4566番地6地先	令和7年12月12日
		安芸区中野東六丁目4564番地1地先	
市道	佐伯3区	佐伯区千同三丁目311番地8地先	令和7年12月12日

	339号線	佐伯区千同三丁目311番地7地先	
市道	佐伯3区	佐伯区千同三丁目88番地6地先	令和7年12月12日
	340号線	佐伯区千同三丁目86番地1地先	